

鹿島市長 松尾勝利から、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 3 項の規定により、鹿島市営土地改良事業（農業基盤整備促進事業）音成地区草場換地区の換地処分を令和 4 年 12 月 12 日行った旨届出があった。

令和 5 年 1 月 31 日

佐賀県知事 山 口 祥 義